

9月30日まで
クールビズを実施
しています

市役所では、地球温暖化対策・国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」の取り組みとして、室温を28℃にし、クールビズ（ノーネクタイ、ノー上着、軽装の推進）を実施しています。市役所を訪れる皆さまも軽装でお越しくください。

☎ 環境対策課環境エネルギー係
63-3113

お詫びと訂正

先月お配りしました「ごみの分別ガイドブック（令和2年4月～保存版）」5ページ中、「ペットボトル拠点回収ボックス設置場所」の記載に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

誤 【真野地区】Aコープ真野店

正 【真野地区】マツヤ真野店

☎ 環境対策課クリーン推進係 ☎ 63-3113

特定空家等に関して、必要な措置を命じるべき者を確知できないため、公告を行いました。

告示第126号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等と認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下、「所有者等」という。）を確知できないため、同法第14条第10項後段の規定により公告する。

令和2年4月28日

佐渡市長 渡辺 竜五

- 1 当該建築物の所在
佐渡市河崎1675番地
- 2 当該建築物の家屋番号等
家屋番号 : 1675番の1
種類 : 居宅
構造 : 木造板葺平家建
延べ面積 : 93.22㎡（実測値：約74.8㎡）
- 3 所有者等が行うべき措置の内容 当該建築物の除却
- 4 措置の期限 令和2年5月29日
期限までに措置が行われない場合は、市長又はその命じられた者若しくは委任した者（以下、「市長等」という。）が、当該措置を行う。
- 5 動産等の取扱
市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去処分する。
動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記問い合わせ先へ通知すること。
- 6 問い合わせ先
佐渡市環境対策課
電話 0259-63-3113 FAX 0259-63-2750